

軽井沢町児童発達支援センター事業運営業務委託
業務仕様書

令和8年8月
軽井沢町

この仕様書は、軽井沢町が実施する児童発達支援センター事業運営業務委託（以下「事業」という。）に必要となる業務に関する仕様について、以下のとおり定める。

1. 委託業務名 軽井沢町児童発達支援センター事業運営業務委託

2. 事業の実施場所 軽井沢町児童発達支援センターなないろ軽井沢
軽井沢町大字追分 1422 番地

3. 運営に関する基本的な事項

事業の運営にあたっては、次に掲げる事項に沿って適正に行うこと。

- ① 事業の目的を十分に理解し、障がい児や発達に支援が必要な児童とその保護者及び保育士や教員などの支援者（以下「支援者」という）に対し、療育支援並びに相談支援を行うこと。
- ② 児童の特性や性格を理解し、きめ細かい支援の提供に努めること。
- ③ 利用者の公平利用を確保し、公平・公正な運営を行うこと。
- ④ 町や地域、関係機関などと連携を図り、適切な運営をすること。
- ⑤ 効率的な運営を行うとともに、利用者に不安や疑念を抱かれず、寄り添った対応ができるよう、余裕をもった体制確保に努めること。

4. 法令等の遵守

本仕様書のほか、事業に係る関係法令等を遵守し、法が定める施設であることを留意し運営すること。

- ① 児童福祉法第 1 条及び第 2 条（平成28年 6 月 3 日号外法律第63号）
- ② 児童福祉法第 3 条（平成11年12月22日号外法律第160号）及び前条第 2 項（平成28年 6 月 3 日号外法律第63号）
- ③ 児童福祉法第 4 3 条（平成22年12月10日号外法律第71号）
- ④ 軽井沢町児童発達支援センター条例（令和 5 年輕井沢町条例第12号）

5. 主な業務

① 児童発達支援

児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する、児童発達支援を行う。

② 放課後等デイサービス

児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する、放課後等デイサービスを行う。

③ 居宅訪問型児童発達支援

児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する、居宅訪問型児童発達支援を

行う。

④ 保育所等訪問支援

児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援を行う。

⑤ 総合相談事業

法に規定のない町独自の事業として、障がい児及び発達に支援が必要な児童に係る成長及び発達並びに療育に関する相談や、保護者や支援者などの相談を受けると共に必要な助言や支援を行い、必要に応じて経過観察を行う。

6. 業務の内容及び範囲

(1) 障がい児及び発達支援が必要な児童に対し、以下により支援を行うこと。

① 療育支援（5. ①、②、③及び④）

- ・児童一人ひとりの特性を理解し、学齢に合わせて、支障になる行動や不器用さを軽減する方法を試し、生活障害を最小限にとどめ基本的な生活習慣、日常生活における技能の習得、社会性を身に付けられる支援を行うこと。
- ・児童の気持ちを受け止め、本人が認められているという実感が持てるよう成功体験を積み重ねながら安心感を育むとともに意欲へ繋げる支援を行うこと。
- ・保護者が一緒に参加するプログラムなどにより、保護者が児童の特性を理解し、児童を肯定して育てられるような機会を設け、保護者の不安が解消されるよう支援を行うこと。

② 相談支援事業（5. ⑤）

a. 総合相談

- ・障がい児や発達に支援が必要な児童とその保護者及び支援者への総合的な相談支援を行うこと。相談にあたっては、児童や保護者の気持ちに寄り添い、真摯に対応すること。

b. 発達相談

- ・未就学児とその保護者を対象とした機能訓練職員による言語や発達に関する相談支援を、月1回以上実施すること。

c. 保護者支援

- ・保護者が児童の特性などを理解し、接し方などについて学べる勉強会や保護者同士が交流できる場としての保護者会、ペアレントトレーニングなどを企画し、保護者の不安解消や家庭環境を整える支援を行うこと。

d. 支援者支援（巡回訪問）

- ・町内の保育所等を訪問し集団における児童の様子観察を踏まえて、保育士や教員などの支援者へ児童に対する支援方法の助言、情報共有を行うこと。訪問にあたり、町の関係部局や保育所等との連携体制の構築に努めること。

なお、ここでいう保育所等とは、公立・私立保育園、私立幼稚園、認可外保育所、公立・私立小学校及び中学校をいう。

e. 専門職会議

- ・障がい児、発達に支援が必要な児童やその家族への支援について、町の関係部局並びに必要な関係機関と情報共有や支援方法の協議などを行うため、専門職会議を、適時開催すること。なお、相談者の状況などから緊急性がある場合には、随時開催することが望ましい。開催にあたっての連絡調整や招集、進行、記録は、事業者が行うこと。

f. フォロー教室

- ・発達に支援が必要ではあるが、①に規定する通所サービスを利用するほどでもない児童に対し、フォロー教室を実施し、生活上の困難さの解消や就学に向けた便宜を図ること。

③ その他

- ・本事業とは別に町が開催する発達障がいなどに関する研修会などに協力すること。

(2) 運営

- ① センターの定員は20名（児童発達支援10名、放課後等デイサービス10名）とする。
- ② 町内及び学区内において、5. ①及び②に掲げる事業の利用者の送迎を行うこと。送迎には、児童発達支援センター公用車（3台）を使用できるものとする。ただし、保険の加入は事業者において行うこと。
- ③ 通所状況を把握するため、毎月の実績報告票を翌月15日までに町に提出するものとする。
- ④ 緊急時の対応方法やその他注意事項についてはあらかじめ保護者へ説明し、承諾を得たうえで利用契約を交わすこと。
- ⑤ 事業者は、児童発達支援センターを営利目的で使用してはならない。

(3) 安全管理

- ① 事故防止のための職員教育を行うとともに、緊急時（利用者の急病、怪我など）対応マニュアル及び災害時対応マニュアルを作成し、職員に周知すると共に年1回以上、訓練を実施すること。また事故などが発生した場合は、すみやかに必要な措置を講じるとともに、町へ報告すること。
- ② 災害その他の事由により施設の使用を制限する必要がある場合は、すみやかに町へ報告すること。
- ③ 上記①または②の状態が発生したときは、その事実を詳細に記録し、町の指

示する期間保存すること。

- ④ 個人情報の管理に関して、知り得た情報の漏洩を防止するため管理マニュアルを作成し職員に周知すること。また漏洩などが発生した場合は、すみやかに町へ報告すること。
- ⑤ 業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、町の取扱いに準じて、障がい者等に対する合理的配慮の提供に努めること。
- ⑥ 日頃から利用者や家族との信頼関係を大切にし、要望苦情などは真摯に対応するよう努めること。要望苦情などは職員全体で情報共有を行うなどし、必要に応じて改善に努めること。また、要望苦情などは町へ報告すること。

(4) その他必要な事項は、その都度協議のうえ決定する。

(5) 職員配置

職員の人数は、下記の通りとする

職種	定数	人員基準
嘱託医	1名以上	小児科の診察に相当の経験を有する者とする。また、月に1回程度の相談日に対応できる者とする。
施設長（管理者）	1名	業務に支障がなければ他の業務との兼務可。
事務員	1名	
児童発達支援管理責任者	1名以上	
児童指導員	2名以上	保育所または児童発達支援事業所で経験を有する者とする。
保育士	1名以上	
機能訓練担当職員	2名以上	作業療法士 言語聴覚士 等
調理員	1名	業務に支障がなければ他の業務との兼務可。

相談支援員	1 名以上	社会福祉士の資格を有する者とする。児童に関する中核的な相談窓口として業務を行うため、常勤の職員を配置すること。
-------	-------	---

(6) その他

- ① 利用者に対して適切なサービスを提供するため、職員の勤務体制、職務環境などを整えるとともに、職員が専門家としての資格取得をサポートすること。
- ② 職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

7. 実施日時

(1) 実施日

次に掲げる日を除く毎週月曜日から金曜日とする。

(2) 実施しない日

- ① 土曜日及び日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ③ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

ただし、町長が特に必要と認めるときは、上記内容について変更することができるものとする。変更の場合には、町と協議すること。

(3) 実施時間

実施時間は、午前 9 時から午後 6 時とする。

ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更し又は臨時に休館日を定めることができるものとする。変更の場合には、町と協議すること。

(4) 時間の変更

実施日及び時間は町と協議のうえ、町長が特に必要と認めるときは、上記内容を変更し又は臨時に休館日を定めることができるものとする。

なお、気象警報が発表された場合、その他緊急に開所に支障があると認めたときは、実施時間を変更することができる。この場合、すみやかに町に報告すること。